

掛 金 収 納 書

掛金収納書(下請業者が自ら証紙を購入した場合の掛金収納書を含む。)を下記に添付すること。

注 1.元請業者は、下請業者の要する共済証紙分を含めて購入し、その掛金収納書を添付する。

2.下請業者が自ら証紙を購入する場合については、下請業者に建設業退職金共済証紙購入状況報告書により計算した額の共済証紙を購入するよう指導し、その掛金収納書を添付する。